

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

7月5日時点の情報です。

市では、市民の皆さんの命と生活を守るため、引き続き対策に取り組んでいきます。詳しくは、各担当へ問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

一次元コードはこちら▼



児童育成手当受給世帯生活支援特別給付金を支給

対象となる世帯には、児童育成手当の支給口座へ、7月13日に振り込みました。振り込まれていない方は連絡してください。◇対象 次のすべてに該当する世帯

- *令和3年4月分の児童育成手当を受給した
- *3年4月分の児童扶養手当を受給していない
- *令和2年度の住民税が課税されている
- ※子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分、または、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を受け取った

方を除きます。

◇支給額 お子さん1人につき3万円

☆詳しくは、手当・医療助成係へ。

ごみ収集作業員のマスク着用について

気温や湿度が高い中でマスクを着用していると、熱中症になる危険性が高まります。そのため、作業員は、状況に応じマスクを外して作業を行うことがあります。市民の方とはじゅうぶんな距離を確保し、直接お話しする際には、マスクを着用します。安全にごみ収集業務を継続するため、ご理解をお願いします。☆詳しくは、清掃センター ☎5411342へ。

相談窓口

ワクチン接種に関する相談は、4ページをご覧ください。

▼相談窓口

内容	担当
予防・検査・医療に関する事	東京都新型コロナコールセンター ☎0570-550-571(毎日/午前9時～午後10時)
新型コロナウイルス感染症に関する事	厚生労働省の電話相談窓口 ☎0120-565653(毎日/午前9時～午後9時)
生活福祉資金制度の特例貸し付けに関する事	昭島市社会福祉協議会貸付専用 ☎080-9995-7657 または ☎080-2372-8154(平日の午前9時～午後5時)
新型コロナウイルス感染症の感染拡大に便乗した悪質商法に関する事	昭島市消費生活センター ☎042-544-9399(平日の午前9時～正午、午後1時～4時)

市ホームページ内の相談窓口一覧はこちら▼



そのほかの相談は、左の表の窓口、または、市役所へ問い合わせてください。市ホームページにも掲載しています。

要配慮者利用施設向け水害時の避難確保計画作成などに関する説明会を開催

要配慮者利用施設とは、社会福祉・医療施設や学校などのうち、災害時などの避難の際に何らかの配慮を要する方が利用している施設です。

要配慮者利用施設の所有者または管理者は、水害などが発生するおそれがある場合に、利用者が円滑かつ迅速に避難できる体制を整備するための計画を策定することや、避難訓練を実施する必要があります。

計画の策定などを支援するため、説明会を開催します。

- ◇日時 7月28日(水)の午後2時～4時
- ◇場所 市役所1階市民ホール
- ◇対象 「昭島市洪水・土砂災害ハザードマップ」で次のいずれかの区域内にある、要配慮者利用施設
 - *多摩川の洪水浸水想定区域内
 - *土砂災害(特別)警戒区域内
- ☆申し込みは、7月26日までに防災係へ。

受水タンクの管理状況調査にご協力を

市では、受水タンク(貯水槽水道)の設置者が施設を適切に管理し、安全な水を供給できるよう、衛生管理などについて指導や助言などを行っています。これまで調査していない受水タンクについて、11月までに管理状況調査を実施しますので、ご協力をお願いします。

事前に施設の管理者に連絡のうえ、タンクの外観・内部、水質検査の実施状況、残留塩素などについて調査します。

なお、調査員は市が発行する身分証明書を携帯し、腕章をしています。この調査で金銭を請求することはありません。

☆詳しくは、水道部給水係 ☎543-6115へ。

